

議案第 1 3 号

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、内閣府令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 13 号資料

○白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略) (食事の提供の特例) 第 16 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、白井市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) (略)	(略) (食事の提供の特例) 第 16 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、白井市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) (略)